

檀原市景観計画等の変更(案)に対するパブリックコメントのご意見と檀原市の考え方

番号	該当箇所	意見内容	市の考え方
1	P.2 県道檀原神宮東口停車場飛鳥線沿道における景観計画および屋外広告物の基準改定(案)Ⅱ沿道景観形成の基本方針(4)沿道景観保全地区内のエリア設定	<p>沿道土地所有者としては、40年ほど前に都市計画道として地元説明会が開かれ「良い町づくり」を行うための計画として説明を受けた。当時は土地所有者からいろいろな意見(反対等)があったがようやく平成28年に開通した経緯があります。</p> <p>檀原市は古代からの幹線道路など飛鳥時代の古道「下ッ道」「横大路」の交差点を中心に発展してきた町です。現在も伝統的な町家が軒を連れ歴史的な景観を残している所が多いです。</p> <p>この県道檀原神宮東口停車場飛鳥線周辺はのどかな田園風景が広がり、多武峰、音羽山など良好な景観が保たれている、この貴重な自然環境を守り有効に活用し、道路によって地域の人の暮らしに根づいた、ゆとりと潤いのある環境づくりを目指してほしい。</p> <p>今まで檀原から明日香への関連道路は狭く不便であったが「県道檀原神宮東口停車場飛鳥線」(県道124号線)開通により、檀原神宮から明日香へのアクセス向上により「歴史街道」にふさわしい雰囲気をもつ道路でもあり、ネーミングを考えてほしい。</p> <p>例えば「まほろば街道」など。(檀原市ではまだ街道というネーミングがない)歴史街道全体が便利で快適なことはもちろん、訪れる誰もが知的興奮を味わえる楽しい空間、移動自体を楽しくする県道であると思うので。ネーミングが必要です。</p> <p>「まほろば街道」にする利点 檀原市や日本独自の歴史や伝統をアピール出来る。 古代へのロマンにみちた古き都、明日香を知れば日本が見える。 「古代史のネットワーク作り」街道を通じて周辺の市町村との取組みを深め、あるゆるメディアを活用して国内はもとより世界中の人々に飛鳥の歴史や伝統をアピール出来る。1400年もの歴史の移り変わりを感じ、私たちの時間旅行へと誘う街道!!!!</p> <p>「まほろば街道」 天智天皇 香具山は畝火ををしと耳梨と相あらそひき 神代より かくにあるらし 古昔も 然にあれこそ うつせみも 嬢を あらそふらしき</p>	<p>頂戴したご意見のとおり、当該路線においてネーミングを考案することは、檀原市の歴史や文化を発信できる他、沿道地権者様をはじめ市民の方々が、この路線のもつ豊かな景観に誇りをもち、愛着を醸成していくきっかけとなることが期待できます。</p> <p>景観計画上の地区名及びエリア名については、「沿道景観保全地区」、「神宮・飛鳥沿道景観保全エリア」としますが、当該路線の愛称については、今後市民の方々からのご意見も踏まえながら、関係機関へ情報共有を行い、今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見内容	市の考え方
2	<p>P.2 県道 檀原神宮東 口停車場飛 鳥線沿道に おける景観 計画および 屋外広告物 の基準改定 (案)Ⅱ沿 道景観形成 の基本方針 1. 景観形 成の基本方 針</p> <p>P.9 県道 檀原神宮東 口停車場飛 鳥線沿道に おける景観 計画および 屋外広告物 の基準改定 (案)Ⅲ景 観形成基準 (案) ③ 景観形成の 基本方針</p>	<p>P.2 飛鳥地域にふさわしく、市街地から田園風景に抜ける時に、非現実的なタイムスリップした感じになるようなルール作りをお願いします。</p> <p>P.2 生活および観光の重要路線になるようなまちづくりにしてほしい。</p> <p>※道路からの建物、工作物についての後退については、車からの目線、側道（歩道）からの目線の両方から考えた計画にしてほしい。</p>	<p>・飛鳥地域にふさわしく、市街地から田園風景に抜ける時に非現実的なタイムスリップした感じになるようなルール作りをお願いします。</p> <p>→檀原市といたしましても、檀原神宮前駅周辺の市街地から多武峰や音羽山などの稜線を眺めているうちに、豊かな田園風景が視線に広がるようになり、いつの間にか飛鳥地域の歴史ある集落に辿り着けるような沿道景観の形成を目指しています。</p> <p>・生活および観光の重要路線になるようなまちづくりにしてほしい。</p> <p>→景観形成の基本方針でも示した通り、「利便性を損なうことなく、生活・観光しやすいまちなみ形成を図る」ものとし、沿道の景観保全を図りつつ、地域住民の方々及び観光者が便利でかつ、歩いて楽しい沿道周辺地区となることを目指しています。</p> <p>明日香村や奈良県など広域的な連携を密にし、沿道住民や市民の方々や関係機関と情報共有しながら、沿道周辺を含めたまちづくりを進めるための今後の参考とさせていただきます</p> <p>・道路からの建物、工作物についての後退については、車からの目線、側道（歩道）からの目線の両方から考えた計画にしてほしい。</p> <p>→本計画にて設定した沿道景観保全地区は、沿道から見える視野範囲（運転者及び歩行者）から、沿道景観保全地区の範囲を設定しています。また、建物、工作物の後退については、道路幅員と建築物の高さによる圧迫感、困まれ感等を示す指標を用いて、当該路線の景観を阻害しない後退距離を設定しています。</p> <p>したがって、本計画で定めた道路境界からの建物及び工作物等の後退距離は、車からの目線と歩道からの目線の両方に配慮した計画であると考えています。</p>